

農業用施設からの油流出事故を防ぎましょう！

島根県農産園芸課

近年、県内では農業用施設からの油流出事故が相次いで発生し、河川への流れ込みが発生しております。油の流出は、その回収が大変難しく、自然環境に悪影響を及ぼすとともに、水道水や漁業、また、農業自らへと被害が波及する恐れもあります。

冬期の栽培では、加温機器を必ず使用することから、機器・設備の点検を日常的にしっかりと行うことで、事故発生の防止に努めてください。

また、流出した油の除去作業等に要した費用は、事故を起こした者（原因者）が負担しなければならず、事故を起こした場合は、経営的に大きな損失となります。

なお、農業用施設で使用される油類（重油・軽油）などは、各市町村火災予防条例により「指定数量未満での危険物（少量危険物）」として貯蔵、取扱いが定められており、罰則規定もありますので適正な管理を心掛けてください。

1 事故をおさないために

- タンクや配管に破損がないか日常的に確認しましょう。また、日常的な点検により破損となる原因の排除に努めましょう。
- 長年使用していない燃料タンクや、長年確認していない地中配管等があれば確認しましょう。
- 利用していないバルブ等には札などを付けて事故防止に努めましょう。
- 古い設備を撤去する場合は、タンクや配管内に燃料が残っていないか確認してから撤去しましょう。
- 地中配管を重機等で間違って破損しないように、埋設場所に目印を設置しましょう。

2 もし、油漏れ事故をおこしたら

貯蔵タンクの元バルブを閉めるなどの応急処置を行い、速やかに消防署や市町村等へ連絡してください。

早期の対処が被害拡大の防止（負担額の軽減）につながります。

※緊急連絡先をあらかじめ携帯電話に登録するか、ハウス施設等にわかり易く表示しましょう。

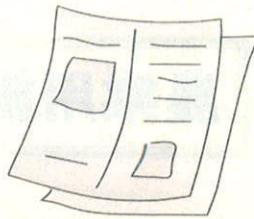
3 防油堤の設置

液体危険物の屋外貯蔵タンクの周囲には、コンクリートやブロックなどで作る防油堤の設置が必要です。

防油堤は、貯蔵タンクから危険物が漏れた場合にその流出を防止するために設置が義務付けられており、貯蔵タンク容量の全量を収納でき、危険物が漏れない設計にする必要があります。

4 消防署への届出

一定量以上の危険物を貯蔵する場合は、地元の消防署へ届け出が必要です。詳しくは地元消防署にご相談ください。



【届出が必要な危険物の種類とタンク容量】

危険物名	タンク容量
ガソリン	40リットル以上、200リットル未満
軽油	200リットル以上、1000リットル未満
灯油	200リットル以上、1000リットル未満
重油	400リットル以上、2000リットル未満

※上記容量を超えるタンクを設置する場合は市町村長等の許可が必要です。

5 油漏れの処理経費

«事例»ハウスに設置していた燃料タンクより、A重油1,000リットルが河川に流出し、流出した油の吸着と客土の入れ替え及び汚染土の処理を行った。

客土入れ替え及び処理費	400万円
重油吸着マット経費	100万円
人 件 費	100万円
合 計	600万円

※事故の規模によって処理経費は変わります。

【実際に油漏れが発生した事例】



地下に浸透した重油が河川に流出



万国旗型オイルフェンス等を設置



水路から大きな河川へ流出



大きな河川にオイルフェンス等を設置

事故が発生した場合には、すぐに地元の消防署及び市町村役場へ連絡しましょう